【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月20日

【英訳名】 DAISYO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 辰

【本店の所在の場所】 東京都大田区大森北一丁目22番1号

(注) 上記は登記上の本店所在地であり、本社事務は下記の

最寄りの連絡場所で行っております。

【電話番号】 03 - 3763 - 2181 (代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南大井六丁目28番12号

【電話番号】 03 - 3763 - 2181 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理統括本部長 水野 正嗣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 605,400,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社 株における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注)1 平成24年1月20日(金)開催の取締役会決議によります。
 - 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
 - 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	ı	-	1
その他の者に対する割当	600,000株	605,400,000	-
一般募集	-	-	-
計 (総発行株式)	600,000株	605,400,000	-

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,009	-	100株	平成24年2月6日(月)	-	平成24年2月7日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 当社は、本届出書の効力発生を受けて、割当予定先との間で「募集株式の総数引受契約書」を締結する予定です。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を 払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社大庄 経理部	東京都品川区南大井六丁目28番12号		

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社三井住友銀行 大森支店	東京都大田区大森北一丁目 5 番 1 号	

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
605,400,000	-	605,400,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分 に係る諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額605,400,000円につきましては、金融機関より調達した短期借入金に対する返済資金として全額充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
短期借入金の返済	605,400,000	平成24年 3 月

⁽注) 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。

第2【売出要項】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	アサヒビール株式会社
本店の所在地	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番 1 号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 小路 明善
資本金	20,000百万円(平成22年12月31日現在)
事業の内容	酒類の製造及び販売
主たる出資者及び出資比率	アサヒグループホールディングス株式会社 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社普通株式367,300株(発行済株式総数の1.73%)を保有しております。(平成23年8月31日現在)		
人事関係	該当事項はありません。		
資金関係	該当事項はありません。		
技術又は取引関係	当該会社が販売する商品を酒販店経由で仕入れております。		

c . 割当予定先の選定理由

当社グループは、主力商品である酒類・飲料の仕入戦略については、多くの製造・販売会社様との協力体制を築き、幅広くかつ安定的な取引関係を構築してまいりました。特に、アサヒビールグループとは、大衆割烹「やるき茶屋」の店舗網を拡大する過程において、酒類・飲料の製造・販売会社として様々な面での強い支援を頂き、ビール飲料類をはじめ洋酒・焼酎製品・ビールテイスト飲料など多岐に渡って取扱い、強い協力体制を維持してまいりました。

一方、外食業界におきましては、長引く景気低迷やデフレ経済の影響もあって飲食需要が伸び悩み、先行き不透明感もますます拡大しております。また、人口減少や少子・高齢化社会が進展する中で、外食ニーズの多様化・高度化、内食・中食市場の拡大、若年層の飲酒需要の減少など、外食市場自体も構造的な転換期にあり、新しい顧客層や消費者ニーズの開拓に向けた企業間競争が激化しております。

このような環境下、当社は保有する自己株式の活用方法について、様々な観点から検討を重ねてまいりましたが、当社が将来に向けてさらなる発展を図るためには、主力として取扱う酒類・飲料の製造・販売会社とより密接な関係強化を図ることが不可欠であり、その目的で自己株式を割当てるとの戦略方針に至りました。

上記の戦略方針に従い、協力関係先を模索してまいりましたが、当社の従前からの大株主でもあるアサヒビール株式会社を割当先として自己株式を処分することにより、取引関係の強化を図り、相互の協力体制のさらなる強化と両社の強みの有効活用を図ることが最適策であるとの結論に至りました。当社は、これにより、飲食事業における業界情報や店舗運営ノウハウなどを互いに共有化し、さらなる発展に向けた経営戦略を講じてまいりたいと考えております。

d . 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 600,000株

e . 株券等の保有方針

当社は、アサヒビール株式会社からは、本件第三者割当により取得する株式の保有方針について、当社との一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。また、当社はアサヒビール株式会社に対して、本件第三者割当の期日(平成24年2月7日)から2年間において、アサヒビール株式会社が本件第三者割当にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確認書を締結する予定であり、内諾を得ております。

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、アサヒビール株式会社より、アサヒグループホールディングス株式会社宛の預け金として計上されていることを確認しております。また、アサヒグループホールディングス株式会社発行による残高証明書(平成23年11月30日現在)の提示を受け、本件第三者割当の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。さらには、アサヒグループホールディングス株式会社についても平成23年9月期の第3四半期報告書により経営成績及び財務状況を確認しており、当社への払込期日(平成24年2月7日)時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先の親会社であるアサヒグループホールディングス株式会社は、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場しており、同社が各証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、同社グループはグループ共通の取組み方針として、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認しており、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本件第三者割当による自己株式処分の取締役会決議日の前日である平成24年1月19日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における当社株式の終値である1,009円といたしました。当社の直近の業績動向、株式市場の動向を考慮すると、取締役会決議の直前取引日の当社終値は、当社の客観的価値を反映していると考えられるため、特に有利なものに該当せずに合理的なものと判断しております。そのため、直前取引日終値を処分価額とし、ディスカウントは行っておりません。

この処分価額は本取締役会決議日の直前 1 ヶ月間(平成23年12月20日から平成24年 1 月19日まで)の終値平均値(1,007円)に対しては0.2%プレミアム、直前 3 ヶ月間(平成23年10月20日から平成24年 1 月19日まで)の終値平均値(967円)に対しては4.3%プレミアム、直前 6 ヶ月間(平成23年 7 月20日から平成24年 1 月19日まで)の終値平均値(950円)に対しては6.2%プレミアムとなります。

なお、取締役会に出席した監査役2名(うち社外監査役1名)全員が、上記処分価額につきましては、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本件第三者割当による自己株式の処分株式数は600,000株であり、当社の発行済株式数の2.83%、総議決権数の2.99%となりますが、本自己株式処分はアサヒビール株式会社との関係強化を目的に行うものであることから、当社企業グループの企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社宇宙	東京都大田区大森北4丁目 4番12-503号	5,514,000	27.46	5,514,000	27.46
サントリービア&スピリッツ 株式会社	東京都港区台場2丁目3番3号	2,843,110	14.16	2,843,110	14.16
平辰	東京都大田区	1,007,544	5.02	1,007,544	5.02
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目 23番1号	367,300	1.83	967,300	4.82
大庄従業員持株会	東京都品川区南大井 6 丁目 28番12号	630,340	3.14	630,340	3.14
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	578,000	2.88	578,000	2.88
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	429,900	2.14	429,900	2.14
 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	420,400	2.09	420,400	2.09
大庄取引先持株会	東京都品川区南大井 6 丁目 28番12号	303,800	1.51	303,800	1.51
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10	229,000	1.14	229,000	1.14
計	-	12,323,394	61.37	12,923,394	64.36

- (注) 1 平成23年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年8月31日現在の総議決権数に、本第三者割当(自己株式数600,000株)による自己株式処分により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。
 - 3 上記のほか、当社が保有している自己株式が割当後512,940株あります。
- 6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

当社は、後記「第四部組込情報」に記載した有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年1月20日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年1月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

(平成23年11月29日提出の臨時報告書)

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書(第40期)の提出日(平成23年11月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成24年1月20日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

1 提出理由

当社は、平成23年11月25日開催の第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 平成23年11月25日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 1 剰余金の処分に関する事項
 - (1)減少する剰余金の項目とその額 別途積立金 3,000,000,000円
 - (2) 増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 3,000,000,000円
- 2 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき金6円 総額 120,516,132円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成23年11月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、平辰氏、石村公一氏、寺田徹郎氏、林田泰徳氏、平了寿氏、新井哲氏、平博氏、平山等氏、西田達治氏、木目田裕氏の10名を選任するもの。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、佐々木芳広氏、丸山紘史氏、中條高徳氏、松田繁氏の4名を選任するもの。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役稲葉繁寿氏が退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会に一任するもの。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役衞藤昌平氏および一言善雄氏が退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議に一任するもの。

なお、一言氏は社外監査役である。

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	150,714	2,134	50	94.33	可決
第2号議案					
平辰	149,127	3,774	0	93.34	可決
石村 公一	150,182	2,719	0	94.00	可決
寺田 徹郎	151,629	1,272	0	94.90	可決
林田 泰徳	150,178	2,723	0	93.99	可決
平 了寿	150,161	2,740	0	93.98	可決
新井 哲	150,169	2,732	0	93.99	可決
平博	151,638	1,263	0	94.91	可決
平山 等	151,615	1,286	0	94.89	可決
西田 達治	152,543	358	0	95.47	可決
木目田 裕	150,226	2,675	0	94.02	可決
第3号議案					
佐々木 芳広	151,692	1,199	0	94.94	可決
丸山 紘史	151,644	1,247	0	94.91	可決
中條 高徳	147,517	5,374	0	92.33	可決
松田 繁	150,757	2,134	0	94.36	可決
第4号議案	148,217	4,683	0	92.77	可決
第5号議案	144,578	8,323	0	90.49	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件

- ・第1号議案、第4号議案、第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案、第3号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した該当株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成22年9月1日	平成23年11月28日
	(第40期)	至 平成23年8月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成23年9月1日	平成24年1月12日
	(第41期第1四半期)	至 平成23年11月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年11月26日

株式会社 大 庄 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 園 マーリ

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社は平成22年9月29日に土地を取得している。
- 2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社は平成22年9月28日に資金の借入を実行している。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大庄の平成22年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社大庄が平成22年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

认 上

- (注) 1 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年11月28日

株式会社 大 庄 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 園 マーリ

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当連 結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指 針」を適用している。
- 2 . 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は、従 来、専売料収入については「営業外収益」に計上していたが、当連結会計年度より、「売上原価」から 控除する方法に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大庄の平成23年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社大庄が平成23年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

ᄔ

- (注) 1 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別 途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1 月12日

株式会社 大 庄 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日高 真理子 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務 諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四 半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月26日

株式会社 大 庄 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 マリ 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄の平成22年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年9月29日に土地を取得している。
- 2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年9月28日に資金の借入を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月28日

株式会社 大 庄 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 マリ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄の平成23年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1.「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計 基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 2. 「会計処理の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、専売料収入については「営業外収益」 に計上していたが、当事業年度より、「売上原価」から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。